

(別添3)

有害性情報の報告に関する省令(平成十六年三月十八日 厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>有害性情報の報告に関する省令 (報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第三十一条の二第一項各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであること 微生物等による化学物質の分解度試験において、易分解性でないもの</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が一〇〇〇以上であるもの</p> <p>ロ 一 オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・五以上であるもの</p> <p>(以下、略)</p>	<p>有害性情報の報告に関する省令 (報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第三十一条の二第一項各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p> <p>一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであること 微生物等による化学物質の分解度試験において、易分解性でないもの</p> <p>二 生物の体内に蓄積されやすいものであること イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が一〇〇〇以上であるもの</p> <p>ロ 一 オクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が三・〇以上であるもの</p> <p>(以下、略)</p>